

下記の分類に従って、収集日の朝【午前8時30分まで】に決められた集積所に出してください。

家庭ごみの出し方 (収集日が祝日の場合、特別・振替収集日一覧表をご覧下さい。)

燃やせるごみ (毎週 曜日)

- ★生ごみは、水切りをし、紙袋に入れて口元をしばってください。
- ★枝木(直径が5cm以下のものは、長さ50cm、直径25cmくらいに束ねてください。
- ★刈草・落ち葉は、紙袋に入れて出してください。
- ★新聞・雑誌・段ボール・紙パックなどは、資源物として出してください。

燃やせないごみ (毎週 曜日)

- ★燃やせないごみは、束ねるか、ビニール袋に入れて口元をしばってください。
- ★灯油のポリ容器(18ℓ)より大きなものは、粗大ごみとして出してください。
- ★空き缶・空きビンは、資源物として出してください。

粗大ごみ (毎月第 曜日)

- ★月1回の収集です。必ず決められた収集日に出してください。
- ★布団・毛布・じゅうたん・カーペットなどはひもでしばって出してください。
- ★テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機はごみとして出すことができません。処理方法については、下記をご覧ください。

有害物 (毎月第 曜日)

- ★月1回の収集です。必ず決められた収集日に出してください。
- ★種類別に分別し、ビニール袋に入れて出してください。
- ◆電池 ◆蛍光灯・蛍光管・電球 ◆体温計 ◆使い捨てライター ◆スプレー缶

集積所に出せないもの

- ◆バッテリー ◆ガスボンベ ◆タイヤ ◆オートバイ ◆モーター ◆ピアノ ◆鋳物製ミシン ◆自動車用部品
- ◆鉄線 ◆石・土・砂 ◆コンクリート ◆レンガ ◆焼却灰 ◆農機具 ◆農業用ビニール
- ◆消火器 ◆畳 ◆浴槽 ◆薬品 ◆廃食用油 ◆ペンキ・オイル等の油脂類など。

※これらの処分については、購入店又は民間の廃棄物処理業者にご相談ください。
※建設廃材は、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

粗大ごみ処理場に直接搬入できるもの

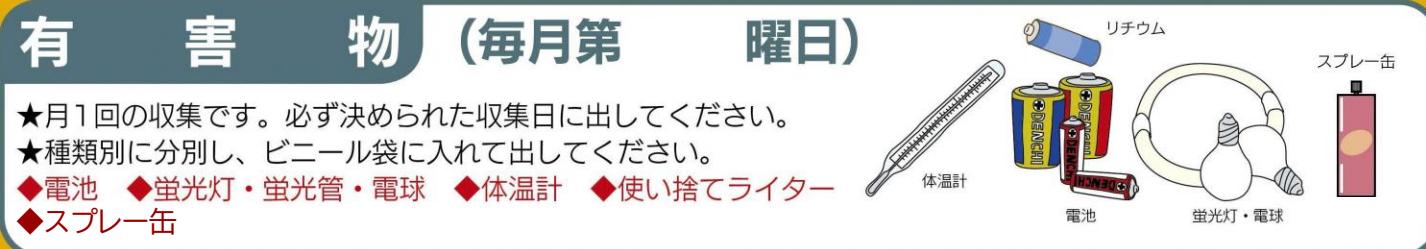
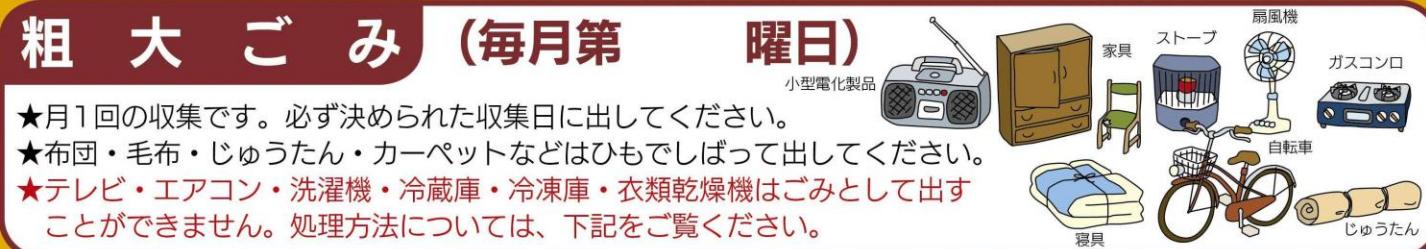
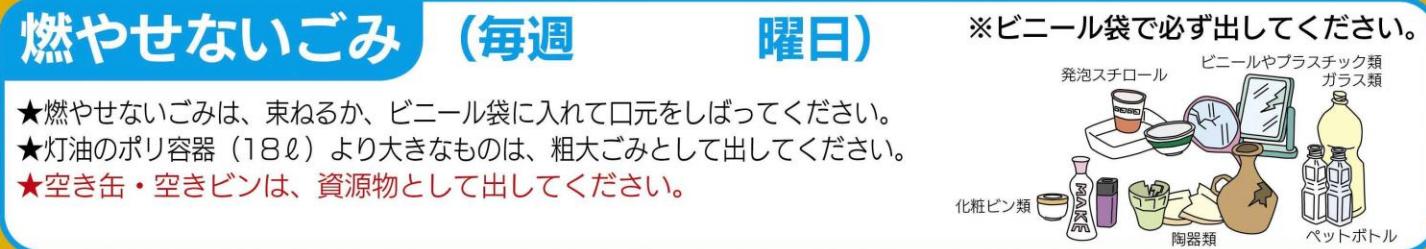
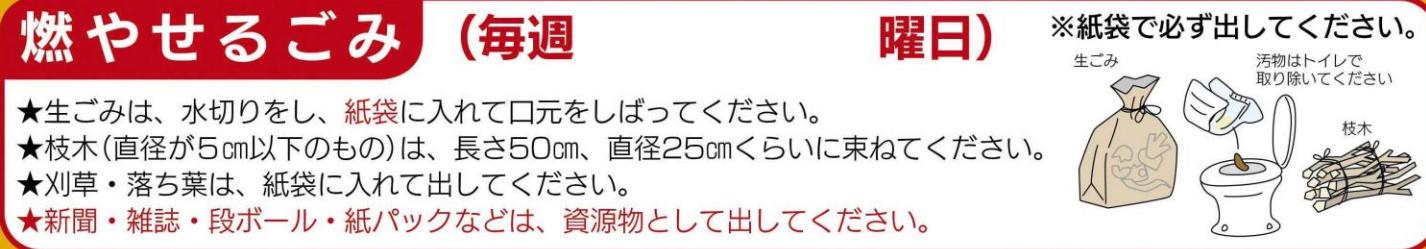
- ◆スプリングマット ◆鋳物製以外のミシン ◆自家用自動車及びバイクのバッテリー(業務用自動車・トラックを除く) ◆廃食用油(環境課へ直接搬入も可) ◆プロパンガスのボンベ(2~5kg用)

家電リサイクル法対象品の処理方法

- ◆テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ◆エアコン ◆洗濯機 ◆冷蔵庫 ◆冷凍庫 ◆衣類乾燥機については、購入した販売店又は買い替えをする販売店に引き取りを依頼してください。(購入店が不明、あるいは買い替えを伴わない場合は、民間の廃棄物処理業者に依頼するか、指定取引場所へ搬入してください。) ※リサイクル料金が必要です。

家庭用パソコンの処理方法

パソコンについては、粗大ごみとして出してください。



資源物の出し方 (祝日も収集します。)

缶・ビン類 (毎月第 曜日)

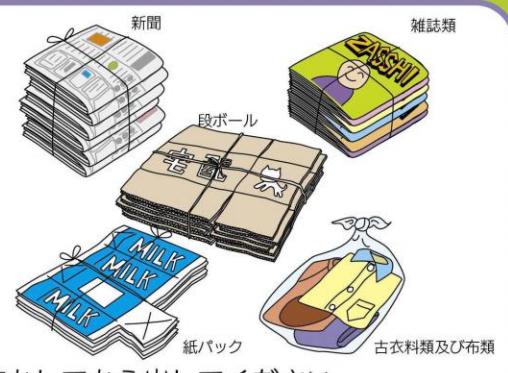
空き缶や小さな金属類 (簡単に水洗いして出して下さい。)

- ★缶については、スチール缶(鉄)とアルミ缶(非鉄)に分別し、決められたコンテナに入れてください。(飲料水の缶・ビールの缶・菓子の缶など)
- ★サラダ油缶・オイル缶は燃やせないごみとして出して下さい。



空きビン (簡単に水洗いして出して下さい。)

- ★「ビールビン(大ビン)、一升ビン」と「それ以外のビン」に分別しコンテナに入れてください。(袋に入れたまま出さないでください。)
- ★ビンの色による分別は不要です。
- ★板ガラス・コップ・陶磁器・化粧品・薬品のビンは燃やせないごみとしてとして出して下さい。
- ★ビンのふたや栓は、はずして燃やせないごみとして出して下さい。



紙・布類 (毎月第 曜日)

①新聞 ②雑誌及び箱類 (雑がみを含む) ③段ボール ④紙パック ⑤古衣料及び布類

- ★分別し、古衣料及び布類以外はしばって出して下さい。
- ★古衣料及び布類(植物繊維のもの)は、必ず透明または半透明のビニール袋に入れて出して下さい。
- ★古衣料の中で、革製、フリース、ダウン、ビニール製、化学繊維のものは、粗大ごみとして出して下さい。
- ★紙パック(裏面がアルミ製のものを除く。)は、切り開き水洗いをし、乾かしてから出して下さい。
- ★布団・毛布・じゅうたん・カーペットは粗大ごみとして出して下さい。
- ★バッグは不燃ごみとして出して下さい。

不用品登録制度

- ★ご家庭で不用になったものはありませんか。
無償でゆずれるものや、
ゆずってほしいものがありましたら、
環境課へ登録してください。

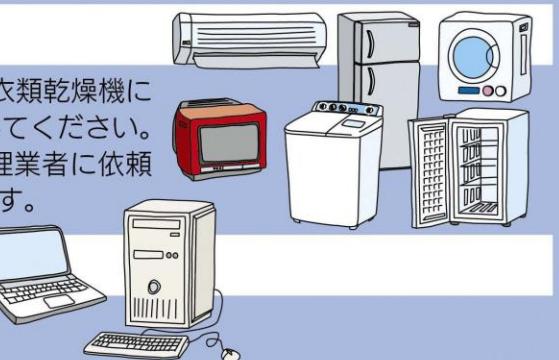


登録は、
随時電話で
受付けて
います。

※この“ごみ出しポスター”は、家庭から出されるごみを対象としたものです。
事業活動に伴って生じたごみについては自己責任による適正処理が法律で定められています。地区の集積所には出さないでください。

- ◇集積所は、各地区で設置、管理している施設です。
きまりを守り、利用者全員で責任をもって管理してください。
- ◇地区以外への持ち出しが絶対にしないでください。

- ◎ごみの出し方・収集に関する事 …… 環境課 ☎556-9530
- ◎燃やせないごみ・粗大ごみに関する事 …… 粗大ごみ処理場 ☎559-0278
- ◎燃やせるごみの直接搬入に関する事 …… 小針クリーンセンター ☎559-3641



(詳細は、ごみ分別マニュアルを参照してください。)